

..しおどめ保育園京急蒲田駅前 重要事項説明書

令和 6 年 4 月 1 日

1. 事業者

事業者の名称	学校法人 柴学園
代表者氏名	理事長 柴明彦
法人の所在地	埼玉県八潮市木曾根 1097-2 (法人本部)
法人の連絡先	048-997-8000
定款の目的に定めた事業	教育基本及び学校教育法に従い私立学校を設置する

2. 事業の目的

事業の目的	児童福祉法第 34 条の 15 に基づく小規模保育事業の運営 子ども・子育て支援法第 29 条に基づき特定地域型保育事業の実施
運営方針	保育所保育指針に基づき子育て支援を行う

3. 保育所の概要

名称	しおどめ保育園京急蒲田駅前						
所在地	大田区南蒲田 1 丁目 1-17 エスタイム 2F						
小規模保育事業の類型	小規模保育事業 A 型						
認可年月日	平成 27 年 4 月 1 日 (平成 26 年 6 月 1 日開園)						
連絡先	電話 03-6892-3030 FAX 03-6892-3500 施設長携帯 080-8914-6876 (緊急時)						
施設長氏名	近藤 知佳						
入所定員 (年齢別)	18 名 (1 歳児 : 9 名、2 歳児 : 9 名)						
職員数	施設長	主任	常勤保育士	非常勤保育士	栄養士	調理員	
	1 名	1 名	4 名	3 名	1 名	1 名	
取扱う保育事業の種類	1 歳児及び 2 歳児の、健康で集団保育が可能な児童の通所保育事業						
職員への研修の実施状況	自治体研修 外部機関研修 園内研修						
園医	ナグモ医院 大田区西糀谷 4-21-16 電話 03-3742-0556						
歯科医	土屋歯科医院 大田区南蒲田 1-1-14 電話 03-3734-8148						

#### 4. 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7時30分～19時30分まで
うち延長保育時間	18時31分～19時30分まで
休所日	日曜日・祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日） 区が判断し休園を認めた日

#### 5. 施設の概要

敷地	敷地面積 198.71 m <sup>2</sup> 延床面積 967.01 m <sup>2</sup>
建物	鉄筋造 10階建て 保育園使用部 2階 保育室面積：44.61 m <sup>2</sup> 総面積：113.9 m <sup>2</sup>
施設の内容	乳児・ほふく室 1室 29.77 m <sup>2</sup> 調理室 1室 6.06 m <sup>2</sup> 保育室 1室 18.84 m <sup>2</sup> 事務室 1室 幼児用トイレ：4個 多目的トイレ：（大人・職員トイレ）1個 医務室：事務所内
設備の種類	冷暖房
安全保障	乳幼児賠償責任保険加入、災害共済給付制度
その他	園庭代替場所：夫婦橋親水公園、南浦公園

#### 6. 職員体制（令和4年4月1日現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1人	1人		
主任	1人	1人		
保育士	7人	4人	3人	
栄養士	1人	1人		
調理員	1人		1人	

## 保育計画

年齢	保 育 計 画
1 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの生理的欲求や自我の芽生えを大切にしながらいろいろな甘えを受け止め、情緒の安定を図り、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。</li> <li>安心できる保育者との関係性のもと、身のまわりのことを自分でしてみようとする気持ちや自己主張する自我が芽生える。</li> </ul>
2 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりが安心して園生活を送り、十分に自己発揮できるようにする。</li> <li>保育者と安定した関わりを通して、基本的な生活習慣の自立を目指し、身のまわりのことを自らしようとする気持ちをもつ。</li> </ul>

## 年間予定

春	夏	秋	冬
こどもの日の集い 内科健診 歯科健診	水遊び 七夕の集い 親子行事	十五夜の集い 遠足ごっこ ハロウィン 内科健診 歯科健診	クリスマス会 節分の集い ひな祭りの集い
<ul style="list-style-type: none"> <li>このほか各月誕生日会、身体測定、避難訓練を行います。</li> <li>食育を通し、自分たちで作って食べる経験も行っていきます。</li> <li>リズム遊び・わらべうた遊びを行い表現する楽しさを味わいます。</li> <li>天気のいい日は体調を考慮しながら、散歩等戸外に出て外気に触れることで季節・自然を感じられるように、体をたくさん動かして体力づくりをおこないます。</li> <li>年2回個別面談を行い保護者の方と園側との共通理解のもと保育をすすめていきます。</li> </ul>			

## 8. 一日の保育スケジュール

月～土	
時間	流れ
7:30	順次登園 視診・自由あそび
9:00	おやつ
9:30	朝の会 あそび・散歩等
11:00	給食
12:00	午睡
14:30	目覚め（検温）
15:00	おやつ 帰りの会
16:00	順次降園
18:31	延長保育 補食
19:30	最終降園

お子様が色々な経験を通して、五感を刺激して楽しく過ごせるように一日の流れを構成しています。

時には発達段階によって、各年齢別の活動をすることもあります。表現遊びや、リズム遊び、お散歩や製作、体を十分動かしながら楽しく毎日を過ごせるようにスケジュールを組んでいます。

また、深寝をさけ、起床時間を一定にすることで、乳児突然死症候群の予防をしていき、必ず視診を行います。

## 9. 給食等について

昼食 おやつ 捕食	保護者の方へは、月末に翌月の献立表をお配りします。 当園の給食は、完全自園調理給食です。食はすべての活動の源となる大切なものと意識し、安全でおいしい給食を目指しています。できたてを温かい状態で提供しています。午前を午後におやつがあり、昼食は完全給食です。
アレルギー等 への対応	アレルギーがある場合、またはアレルギーが疑われる場合、医師の指示書とアレルギー抗体検査を受けていただき、園に提出していただきます。 個別に相談の上、前月に翌月の献立を保護者、担任、栄養士と面談確認の上、すすめていきます。 ご家族や医師との連携を密にとりあいながら除去食、代替食についてや完全除去が必要な場合はお弁当持参をしていただく等についての検討を進めていきます。
衛生管理簿	集団給食施設届出を蒲田保健所へ提出済です。 水質検査を年一回実施しています。 給食室の水道に関しては、毎日水質チェックをし、安全・衛生に配慮しています。 調理師は毎月検便を行っています。

## 10. 入園時に必要な書類等

1. 住居を確認するもの
2. 保護者の連絡先を明確にするもの
3. 児童の体調を確認するもの（病歴、予防接種の記録やアレルギー等）
4. 児童の嗜好や生活習慣を知るもの。

## 11. 保育所と保護者の連絡について

1. 乳幼児の保育所での状況や家庭での状況を相互連絡しあう為に連絡帳を活用します。体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など乳幼児の様子を、保育園側はもちろんですが、保護者も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。
2. 月に1回、園だより、食育通信、保健だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などお知らせします。

## 1 2. 保護者の方が用意するもの

1. 入園時に用意するもの：おねしょシート、お昼寝用ブランケット、避難靴、避難服（長袖・長ズボン・靴下・おむつ 各1枚）
2. 毎日持参するもの：口拭きタオル、エプロン、着替え等

## 1 3. 懇親会（親子ふれあい遊び）について

年に1回、開催予定です。保育所からは行事や出来事等に関することについてお知らせします。また保護者のご意見もいただく場としています。

## 1 4. 健康診断等について

### 1. 健康診断

1・2歳児	年2回園医が健診をします。健診の結果については、児童票（日々の成長の記録）及び健康手帳に記載します。
-------	--

### 2. 身体測定

1・2歳児	毎月1回に身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票（日々の成長の記録）及び健康手帳に記載します。
-------	--

※その他、日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育所にご相談ください。

## 1 5. 料金について

### 1. 保育料

保護者それぞれの前年度の所得税等の合計で決定します。決定された保育料は、「保育料決定通知書」でお知らせします。大田区の保育料一覧を参考にしてください。

※おやつ代・昼食代は月極保育料に含まれます。

### 2. 延長保育料

18：31分以降を延長保育とします。延長保育に関する同意書・延長保育申請書が必要になります。

月極延長料：1時間 5,000円

スポット延長：10分 200円

万一、19：30を過ぎた場合、30分 1,000円となります。

## 16. 緊急時の対応方法

1. 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、最寄りの医師又は、主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
2. 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

園医	ナグモ医院 大田区糎谷 4-21-16 電話 03 (3742) 0556
歯科医	土屋歯科医院 大田区南蒲田 1-1-14 電話 03 (3734) 8148
救急隊	管轄消防署：蒲田消防署 大田区蒲田本町 2-28-1 電話 03 (3735) 0119
警察署	管轄警察署：蒲田警察署 大田区蒲田本町 2-28-1 電話 03 (3731) 0110

## 17. 非常災害時の対策

消防計画書作成 (変更)届出書	蒲田消防署 令和3年4月変更届出書提出		
	防火管理者：近藤 知佳		
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月1回）を実施します		
防災設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導灯		
避難場所	第一避難場所： 区立南蒲小学校	第二避難場所： 南蒲公園	広域避難場所： 京急蒲田駅

※登園では、安全確保に関する取り組みを計画的に実施するため安全計画を策定しています。施設の設備等の安全点検や、園外活動などを含む保育所での活動、取り組みなどにおける職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修など児童の安全確保に関する取り組みを定めています。

安全計画は玄関に掲示しています。ご自由にご覧下さい。

## 18.虐待の防止のための措置

1.入所児童の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権擁護、虐待の防止に関する必要な体制整備
- (2) 職員による入所児童に対する虐待等の禁止の行為
- (3) 虐待防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2.虐待等の行為とは、児童虐待の防止等に関する法律に規定する行為をいいます。

3.保育・教育の提供中に、当園の職員または養育者(至急認定保護者等入所児童を現に養育するもの)による虐待を受けたと思われる入所児童を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止に関する法律の規定に従い、東京都大田区保育サービス課・児童相談等適切な機関に通告します。

## 19.保育内容に関する相談・苦情

1. しおどめ保育園 相談・苦情担当

受付担当	笹森 愛美 電話 03 (6892) 3030
解決責任者	施設長 : 近藤 知佳 電話 03 (6892) 3030
第三者委員	シグマ法律会計事務所 代表 野口 啓朗 電話 03-3221-6301 上林法律事務所 弁護士 上林 博 電話 03-3226-4556
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます

2. 当保育所外の市区町村の相談・苦情窓口

大田区役所	大田区こども家庭部保育サービス課サービス基盤担当
担当部課名	大田区蒲田 5-13-14 電話 03 (5744) 1277

## 20. 連携施設の設定について

利用児童の卒園後の保育を継続するため、連携施設の設定がされました。

施設名	受入れ枠
糀谷保育園	2名
えがおの森保育園・かまた駅前	2名
第二蒲田保育園	3名
レイモンド南蒲田保育園	1名
第一蒲田保育園	1名



## 21.小規模保育園を利用するための条件

施設での保育を希望される場合は、お子様に保育が必要とされる認定にあたり以下の「保育を必要とする事由」のいずれかを常態としていることが必要です。

種別	状況	認定期間、在園できる期間
就労 ※1、2	1か月に48時間（目安として週3日かつ1日4時間）以上の就労を常態としている場合	満3歳を迎える年の3月末まで (失職した場合は「求職活動」に変更)
妊娠・出産	妊娠中または出産後間がなく、保育が困難な場合	出産予定月(すでに出産されている場合は実際の出産月)を含む前後2か月間 (計5か月)
疾病・障がい	疾病や負傷、または心身に障がいがあり 保育が困難な場合	必要がなくなるまで
介護・看護	同居の親族を介護・看護している場合 介護・看護を要するものが、要介護3以上である場合や付添が週3日以上かつ1日4時間以上要する場合または常時観察が必要な場合	
求職活動 ※3、4	求職活動を常態としている場合	入所月を含む3か月間（期間内に就労した場合は「就労」に変更）
就学	1か月に48時間（目安として週3日かつ1日4時間）の就学を常態としている場合	学校の卒業（修了）まで ※通信教育の場合、3か月間
災害復旧	災害の復旧にあたっていているため、保育が困難な場合	復旧に必要な期間
育児休業	育児休業取得時に認可保育園等に子どもが在園し、育児休業中も引き続き保育が必要な場合（在園中の子がいる保護者のみ対象）	育児休業対象児童が3歳に達した日の属する年度の3月末日まで
その他	上記に類する状態として区長が認める場合	

※1 小規模保育所の在園のための最低要件は、1か月に48時間（目安として週3日かつ1日4時間）以上の就労を常態とし、かつ月の収入を就労日数及び就労時間で割返した結果、東京都の最低賃金相当であることが必要です。

※2 最低要件を満たさない就労で入所した場合、入所月含め3か月以内に最低要件を満たした就労証明書の提出が必要です。

※3 入所時に求職活動で入所した場合、入所月含め3か月以内に就労を開始し、就労開始後に記載された就労証明書の提出が必要です。

※4 就労内定で入所した場合、入所月内に就労を開始し、就労開始後に記載された就労証明書の提出が必要です。

上記の要件の在園期間が終了し、一度退園した後も引き続き保育園の利用を必要とする場合、再度の申込みが必要です。ただし、改めて利用調整となりますので、再入所できない場合もあります。

## 22. お子さまをお預かりする上でもっとも大切な点

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの)健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私ども〇〇園が〇〇様の大事なお子様をお預かりする上では、まず、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、

1) お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる(長時間の)集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることも多々ありますので、あらかじめご承知おきください。

2) お子様をお預かりする上で重要な情報(例:家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガ等)は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆さまと園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となりますので、事実を隠す、事実と異なることを伝える等はなさないでください。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同じです。

3) 保育所は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、「保育所で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子様は日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、他の子どもたちに望ましくない影響が起りうることはお控えください。

以上の3点のいずれかにつきまして、「子ども(たち)の最善の利益」という目標を果たし得ないと考えられる場合、及び/または、園と保護者様の間の信頼関係構築に支障をきたす場合、または支障をきたすと予測される場合には、園としても対応を検討させていただきますことをご理解ください。